

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 26. 4. 23 第 186 回国会第 14 号

4 月 23 日（水）、第 14 回の委員会が開かれました。

## 1 ①会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 185 回国会閣法第 22 号）

### ②会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第 185 回国会閣法第 23 号）

### ③会社法の一部を改正する法律案（階猛君外 1 名提出、衆法第 15 号）

- ・西田譲君（維新）提出の②に対する修正案について、提出者西田譲君（維新）から趣旨説明を聴取しました。
- ・谷垣法務大臣、西村内閣府副大臣、岡田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・大塚拓君外 1 名（自民、公明）提出の①及び②に対する各修正案について、提出者大塚拓君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・各案及び各修正案に対し、階猛君（民主）及び椎名毅君（結い）が討論を行いました。
- ・③について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。  
（賛成—民主、維新、結い 反対—自民、公明、鈴木貴子君（無）、西村眞悟君（無））
- ・①に対する大塚拓君外 1 名（自民、公明）提出の修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。  
（賛成—自民、民主、維新、公明、結い、鈴木貴子君（無）、西村眞悟君（無））
- ・①に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
（賛成—自民、民主、維新、公明、結い、鈴木貴子君（無）、西村眞悟君（無））
- ・②に対する西田譲君（維新）提出の修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。  
（賛成—自民、民主、維新、公明、結い、鈴木貴子君（無）、西村眞悟君（無））
- ・②に対する大塚拓君外 1 名（自民、公明）提出の修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。  
（賛成—自民、民主、維新、公明、結い、鈴木貴子君（無）、西村眞悟君（無））
- ・②に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は両修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。  
（賛成—自民、民主、維新、公明、結い、鈴木貴子君（無）、西村眞悟君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

## 大塚 拓君（自民）

- ・企業が 6 月の株主総会において本改正に伴う定款の変更等を行うことができるように、閣法の成立を急ぐ必要性があると思うが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・海外の投資家向けに、改正法の英訳を迅速に公開する必要があると思うが、そのためのプロセスの見直し及び予算確保の必要性について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・金融庁における「主要行等向けの総合的な監督指針」等の改正の現状及びパブリックコメントにおける特筆すべき意見について、伺いたい。
- ・本改正により導入される「コンプライ・オア・エクスプレイン」（comply or explain）のルールは、形式ではなく積極的に実質を取るべきものであると考えるが、

法務大臣の見解を伺いたい。

- ・閣法第 22 号には法施行 2 年後の見直し条項があるが、見直しの際、法の目的を達成していた場合でも、日本が世界で最も信用される市場となるため更なる向上を目指し努力をすること及び適切な措置を採ることについて、法務大臣の決意を伺いたい。

## 鷲尾 英一郎君（民主）

- ・「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明について特別の規定を設ける趣旨から、株主総会においては、株主からの通常の質問に対する回答とは異なる特別な説明の仕方があってしかるべきだと思うが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・監査等委員や社外監査役について、監査に関しての法

律上の知識を有する者を最低1人置いた方がよいと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

- ・ 閣法第22号では常勤の監査等委員の設置を義務付けていないこととしているため、常勤の監査役が監査を行う監査役設置会社よりも監査等委員会設置会社のガバナンスが劣ってしまう可能性もあるが、常勤の監査等委員の義務付けについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 閣法第22号では、会計監査人の報酬についての決定権を監査役に付与することとしていないが、会計監査人の独立性を担保し、オピニオン・ショッピング（会社側の都合のよい意見を出してもらうために会計監査人を交替すること）にならないようにするために、報酬決定権を監査役に付与する必要があると考える。会計監査人の独立性確保について、法務大臣の見解を伺いたい。

### 階 猛君（民主）

- ・ 新株予約権無償割当て（ライツ・オファリング）に関する割当通知期限の「後ろ倒し」について、他と切り離してできるだけ早く施行するべきであるとの意見について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 金融商品取引法上の公開買付規制に違反した者による議決権行使に対する差止請求制度について、法制審議会の要綱には盛り込まれていたにもかかわらず、閣法第22号に盛り込まれなかった理由を伺いたい。
- ・ 被災地への復興支援として、株式会社が公益法人等に自己株式を譲渡するという取組を企業の社会貢献の観点からも推進すべきと考えるが、法務大臣の問題意識を伺いたい。

### 西 田 讓君（維新）

- ・ 日本維新の会が閣法第23号の修正案を提出したことにより、いわゆる水俣病特措法を受け平成22年に閣議決定した救済措置の方針が何らかの影響を受けるのか、伺いたい。
- ・ 取締役会の役割である「監督」の持つ意味について、

### 2 参考人出頭要求に関する件

- ・ 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件（法曹養成制度）について、参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

法務大臣の見解を伺いたい。

- ・ 閣法第22号で責任限定契約を締結することができる取締役の範囲を拡大しているが、コーポレート・ガバナンスを強化する観点からはむしろその範囲を狭めるほうがよいのではないかと思うが、見解を伺いたい。

### 高 橋 み ほ君（維新）

- ・ 官公庁職員が社外取締役に天下りをするることについて、国家公務員法の規定上問題がないか、伺いたい。
- ・ 「対日直接投資に関する有識者懇談会」が4月21日に公表した報告書において、取締役の3分の1以上を独立社外取締役とすべきという提言がされているが、政府も社外取締役の人数について同様の考えを持っているのか、内閣府副大臣の見解を伺いたい。
- ・ 閣法第22号により新設される監査等委員会設置会社における取締役会と代表取締役の関係は、監査役会設置会社における取締役会と代表取締役の関係とどのように異なるのか、法務大臣の見解を伺いたい。

### 椎 名 毅君（結い）

- ・ 「社外取締役を置くことが相当でない理由」の開示が強制されることによって、今後、どのように社外取締役の導入が進むと考えているのか、法務大臣の所見を伺いたい。
- ・ 株主総会において、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明が不十分であった場合に、株主がどのように対応すべきか、伺いたい。
- ・ 業務執行者の暴走を止めることができる能力のある社外取締役の人材確保は困難だと考えるが、社外取締役の人材確保の課題について、伺いたい。
- ・ 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行がどの程度予想されるのか、現行会社法における委員会設置会社が普及しなかった理由・反省を踏まえて、法務大臣の見解を伺いたい。